愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の全域」から「宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の全域」に改め、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄の「く　南九州地区出張所　鹿児島県鹿児島市中央町九番十号創夢第１ビル四階」から「く　西九州地区出張所　長崎県佐世保市三浦町一番十三号　南九州地区出張所　鹿児島県鹿児島市中央町九番十号創夢第１ビル四階」に改め、別表十五の項中、指定をした日欄を「平成十七年五月十日」から「平成二十二年五月十日」に改める。

○国土交通省告示第五百五十八号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金について、その支払のために必要なものとして支払備金として積み立てるべき金額を次のように定める。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第三十五条第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める金額は、対象事業年度の前事業年度までの直近二事業年度における保険の種類ごとに次の算式により計算した金額の合計額の平均額とする。

A×B÷C

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A　当該事業年度の前事業年度末において既に発生した保険金の支払事由に係る当該事業年度の支払保険金（再保険契約に基づく他の保険者からの受取保険金に相当する金額を除く。以下同じ。）＋当該事業年度の前事業年度末において既に発生した保険金の支払事由に係る当該事業年度の普通支払備金（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第二十五条第一項第二号に規定する金額をいい、再保険契約に基づく他の保険者からの受取保険金に相当する金額を除く。以下同じ。）－当該事業年度の前事業年度の普通支払備金

B　当該事業年度の支払保険金＋当該事業年度の前事業年度の普通支払備金－当該事業年度の前事業年度の普通支払備金

C　当該事業年度の前事業年度の支払保険金＋当該事業年度の前事業年度の普通支払備金－当該事業年度の前々事業年度の普通支払備金

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百五十九号

次の信号符字を点検したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	附点年月日
			平成
７ＪＧＮ	141166	ＳＨＩＲＡＭＩＺＵ	22. 4. 26
ＪＤ3038	141206	東亜丸	22. 4. 14
ＪＤ3043	141212	第六芙蓉丸	22. 4. 14
ＪＤ3045	141217	大神丸	22. 4. 12
ＪＤ3049	141221	加賀丸	22. 4. 12
ＪＤ3051	141223	福宝丸	22. 4. 1
ＪＤ3055	141228	第二東西丸	22. 4. 28
ＪＤ3056	141230	第二英華丸	22. 4. 9
ＪＤ3058	141232	第五すみふく丸	22. 4. 12
ＪＤ3061	141236	東南丸	22. 4. 27
ＪＤ3063	141238	第八輪島丸	22. 4. 28
ＪＤ3070	141249	新君丸	22. 4. 19
ＪＤ3071	141251	鐵翔丸	22. 4. 15

○国土交通省告示第五百六十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＭＧＣ	133749	クルーズフェリー飛龍	22. 4. 14
８ＬＣＰ	123584	こしき	22. 4. 13
ＪＢＢＪ	129791	第五新生丸	22. 4. 15
ＪＣＣＸ	129828	風丸	22. 4. 21
ＪＤＸＬ	128576	はやま	22. 4. 7
ＪＪＦＵ	130926	第十一海王丸	22. 4. 5
ＪＭＱＫ	130736	第五十八開洋丸	22. 4. 30
ＪＥ3097	132213	第五東洋丸	22. 4. 27
ＪＦ2160	120121	あが丸	22. 4. 19
ＪＧ4059	121861	第三太賀丸	22. 4. 5
ＪＧ4080	125983	第一君津丸	22. 4. 13
ＪＧ4119	121916	Ｍ．Ｔ．Ｓ．しらうめ	22. 4. 27
ＪＧ4289	126160	もくれん	22. 4. 30
ＪＧ4372	126822	ひめつばき	22. 4. 30
ＪＧ4538	127681	第十美成丸	22. 4. 5
ＪＧ4671	126004	第十七共栄丸	22. 4. 19
ＪＧ4743	130219	豊洋丸	22. 4. 27
ＪＧ4784	131099	はまどり	22. 4. 20
ＪＧ5048	132834	鶴宏丸	22. 4. 1
ＪＨ2383	109904	第八栄福丸	22. 4. 12
ＪＨ3158	131548	ふじとよ	22. 4. 7
ＪＩ2408	104595	第二伊勢丸	22. 4. 22
ＪＩ3321	128675	第八わよう丸	22. 4. 8
ＪＩ3563	134162	第三大洋丸	22. 4. 28
ＪＩ3583	135025	第三あおば丸	22. 4. 19
ＪＪ3651	129233	さよちどり	22. 4. 12
ＪＪ3665	129247	幸盛丸	22. 4. 19
ＪＪ3704	132348	あさなぎ丸	22. 4. 9
ＪＪ3739	131856	第十六巧衛丸	22. 4. 6
ＪＫ2955	97824	清福丸	22. 4. 9
ＪＫ3835	120209	安藝	22. 4. 14
ＪＫ4990	131765	第三明華丸	22. 4. 12
ＪＫ5005	131739	日進丸	22. 4. 14
ＪＫ5140	132546	浪花丸	22. 4. 30
ＪＫ5187	133044	麗女丸	22. 4. 26
ＪＫ5238	134729	鴎進丸	22. 4. 15
ＪＬ5530	130584	第一新海丸	22. 4. 16
ＪＬ5692	129980	第十五栄福丸	22. 4. 2
ＪＬ5984	132090	第二いすず丸	22. 4. 19
ＪＬ6015	132110	第十一鐵運丸	22. 4. 6
ＪＬ6065	132154	拾八勇亀丸	22. 4. 7
ＪＬ6241	134812	大全丸	22. 4. 12
ＪＬ6272	134857	第七照栄丸	22. 4. 20
ＪＬ6286	134861	やまなか	22. 4. 2
ＪＬ6292	134870	第十一霧島丸	22. 4. 9
ＪＬ6293	134871	瑞慶丸	22. 4. 2
ＪＭ3408	112138	第二中興丸	22. 4. 21
ＪＭ5007	124742	めづら丸	22. 4. 19
ＪＭ5621	129446	第七栄興丸	22. 4. 22
ＪＭ5973	131389	新栄吉丸	22. 4. 6
ＪＭ6043	132706	第三喜隆丸	22. 4. 27
ＪＭ6256	133538	第二十八英和丸	22. 4. 1
ＪＭ6343	133627	松徳丸	22. 4. 7
ＪＭ6487	136443	建洋丸	22. 4. 28

○国土交通省告示第五百六十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
9801	1. 3. 18	131099	はまどり
10879	11. 5. 28	131169	第三明裕丸
A03151025	15. 3. 31	107406	第五茂丸
A06211016	18. 8. 23	110639	銀誠丸
A0917143	21. 1. 15	131739	日進丸
A09151090	21. 9. 7	141016	N's Spirit

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のような道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	南丹市園部町河原町五号四番四から同市園部町河原町四号二九番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年五月二十六日